

介護保険負担限度額認定証の申請手続き

介護保険3施設「介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院（介護療養型医療施設）」やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、負担軽減を行っています。

現在、認定証（ピンク色）の交付を受けている方についても**再度申請が必要**です。現在お持ちの認定証の有効期限は、7月31日までです。なお、申請がない場合は、限度額の適用はありませんので、ご注意ください。

また、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証を受けている方についても、再度申請が必要ですので、手続きをお願いします。※宿毛市ホームページ内においても、申請書をダウンロードできます。

申請場所 長寿政策課介護保険係

持参物 ●介護保険被保険者証 ●認定証（交付を受けている方のみ） ●認め印

●通帳等の写し（必ず記帳をして最新の状況にしてください）

※配偶者がいる方は配偶者の通帳等の写しも添付して下さい。

利用者負担段階	対象者	食費 (日額)	部屋代 (日額)		
			多床室	ユニット型個室的多 床室 / 従来型個室等	ユニット型 個室
第1段階	本人および世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者または生活保護の受給者	300円	0円 (0円)	490円 (320円)	820円
第2段階	本人および世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	390円	370円 (370円)	490円 (420円)	820円
第3段階	本人および世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税であって、利用者負担段階第2段階以外の方	650円	370円 (370円)	1,310円 (820円)	1,310円
第4段階 (基準費用額)	第1～第3段階以外の方	1,380円	370円 (840円)	1,640円 (1,150円)	1,970円

※（ ）内は、介護老人福祉施設の多床室と従来型個室の金額です。

問 長寿政策課 ☎ 63-9112

介護保険負担割合証

要介護認定を受けた方に利用者の負担割合証（オレンジ色）を交付します。介護保険のサービスを利用する時に必要となりますので、介護保険証と一緒に保管し、2枚一緒に事業所や施設にご提出ください。

- 有効期間：1年間（8月1日～翌年7月31日）
- 毎年7月上旬頃に負担割合証を送付します。

問 長寿政策課 ☎ 63-9112